

保険
期間

2019年3月1日午後4時～
2020年3月1日午後4時の1年間

※「医師賠償責任保険」「フルガード保険」
「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」「医療保険(1年契約用)」「がん保険(1年契約用)」全て共通

加入
方法

●加入依頼書 ●預金口座振替依頼書
以上にご記入・ご捺印の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※預金口座振替依頼書には、届出印を鮮明にご捺印ください。 ※保険料は保険料表をご参照ください。
※所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の保険金額の設定は、平均月間所得額の範囲内で、
適切な保険金額をお決めください。詳しくは本パンフレットのP8をご参照ください。

加入
締切

2019年1月25日(金)代理店到着締切

中途加入も毎月受け付けております。中途加入の締切日は毎月20日代理店到着です。

中途加入の
補償期間

申込(毎月20日代理店到着締切)の翌月1日午前0時～
2020年3月1日午後4時まで。

(例)11月10日申込 → 12月1日午前0時から補償開始

口座
引落

初回分引落3月27日(水)、以降毎月27日(土日祝日の場合は)
その翌営業日

※ご指定の口座から引き落としとなります。
※保険料が引落できない場合は、翌月に2ヶ月分合算で引落となります。
※2ヶ月連続で引落できない場合は原則として本団体契約から脱退いただくことになります。

ご加入
内容変更
の締切

必ず事前にご連絡ください。毎月20日代理店到着締切で翌月1日付のご加入内容の変更(住所変更・
脱退等)を受け付けております。20日を過ぎた場合には翌々月1日付のご加入内容の変更(住所変更・脱
退等)になります。1日以外のご加入内容の変更は受け付けておりません。

(例)10月20日 住所変更・脱退等のお申し出到着 → 11月1日 住所変更・脱退等の変更日
10月25日 住所変更・脱退等のお申し出到着 → 12月1日 住所変更・脱退等の変更日

〈引受保険会社に関するご案内〉

医師総合補償制度の引受保険会社は以下の通りです。

1.以下の保険契約は、東京海上日動火災保険株式会社単独の引受となります。(共同保険ではありません。)

●医師賠償責任保険 ●フルガード保険 ●医療保険(1年契約用) ●がん保険(1年契約用)

2.以下の保険契約は、東京海上日動火災保険株式会社と株式会社損保ジャパン日本興亜の共同保険契約であり、東京海上日
動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく
単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

●所得補償保険 ●団体長期障害所得補償保険

お問い合わせ先 ご不明の点がありましたら下記までご連絡ください。

取扱代理店

有限会社 櫻醫社

〒173-0032
東京都板橋区大谷口上町36-11 辻本ビル102号
TEL:03-3972-0034 (平日9:00～17:00)
FAX:03-3972-2120
E-mail:ouisha@cameo.plala.or.jp

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店との間で有効に成立されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)医療・福祉法人部 法人第一課
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4143 (平日9:00～17:00)

日本大学医学部同窓会の

医師総合補償制度

団体割引の適用によりお得です

日本大学医学部
同窓会ならではの
割引です!

先生方を支える
東京海上日動の安心サポート

団体割引
20%・15%・10%適用

医師賠償責任保険 所得補償保険 フルガード保険
団体長期障害所得補償保険
がん保険・医療保険



安心1
万一の
医療事故に
医師賠償責任保険
(勤務医向け)

安心2
日常生活や
地震によるケガを補償
フルガード保険
(傷害保険)

安心3
病気やケガで
働けなくなった
ときに
所得補償保険/
団体長期障害所得
補償保険

安心4
病気やケガで
入院・手術をしたり、
がんと診断されたとき等に
がん保険(1年契約用)
医療保険(1年契約用)

ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、加入締切日までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

*その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により引受保険会社側から加入をお断りすることがございますので、ご了承ください。(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・がん保険・医療保険)

ご加入内容をご確認ください

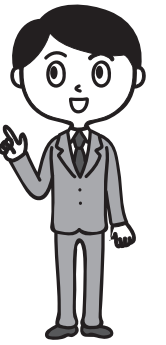
ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険につきましては、毎年の更新時に所得金額の増減に応じた月額補償額の見直しをお願いいたします。

※この保険にご加入できるのは日本大学医学部同窓会の会員の方に限ります。
被保険者の範囲につきましては、各種目の「あらまし」ページをご参照ください。
会員でなくなった場合は取扱代理店までお申し出ください。

保険期間:2019年3月1日午後4時～2020年3月1日午後4時の1年間
加入締切:2019年1月25日(金)必着 ※中途加入も毎月受け付けております。

思いがけない病気やケガ、そして事故… 役立つ保険をご提供させていただきます。

団体割引が適用されるため、
保険料が割安です!!



結構、知らないことってあるものなんです。私たちはもっと、もっと先生方に安心していただきたいのです。

日常生活や地震による **ケガ** の他
タイプによって **携行品 賠償責任** を補償 **10%** 適用

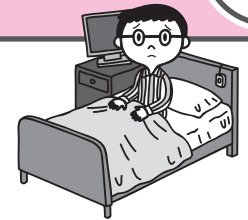
フルガード保険 (傷害保険)



- ◆ 国内外、24時間、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
(地震 噴火 これらによる津波 によるケガも補償します。)
- ◆ タイプによって、ケガ以外にも携行品の損壊など、
様々なリスクを補償します。
- ◆ 年齢にかかわらず保険料は一律です。 [詳しくはP5~P6へ](#)

働けなくなった時の **収入** を補償 **15%** 適用

所得補償保険



- ◆ 国内外、24時間、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
(地震 噴火 これらによる津波 によるケガも補償します。)
- ◆ 病気やケガで就業不能となった場合に、先生方の所得を補償します。
- ◆ 入院はもちろん、自宅療養(全く働けない場合)もカバーできます。
- ◆ ご加入の際、医師の診査はありません。
(健康状態告知のみ) [詳しくはP7~P8へ](#)

万一の **医療事故** を補償 **20%** 適用

医師賠償責任 保険 (勤務医向け)

- ◆ 損害賠償金や諸費用を補償します。 [詳しくはP3~P4へ](#)

医師総合補償制度の
おかげで安心して
医療に従事できます。

+ セットでのご加入をおすすめします!
(所得補償保険+団体長期障害所得補償保険)

万一の **がん・病気・ケガ** を補償 **15%** 適用

がん保険

- ◆ がんと診断確定されたとき、診断保険金が支払われます。
- ◆ 入院保険金は1日目から何日でも補償されます。
- ◆ 手術保険金は何回でも補償されます。(手術の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払の対象とならない場合があります)
- ◆ ご加入の際、医師の診査はありません。(健康状態告知のみ)

医療保険

- ◆ 病気だけでなくケガによる入院も補償されます。
- ◆ 入院保険金は入院1日目から補償されます。(限度日数あり)
- ◆ ご加入の際、医師の診査はありません。(健康状態告知のみ) [詳しくはP9~P10へ](#)

長期間働けなくなった時の **収入** を補償 **15%** 適用

団体長期障害所得補償保険

- ◆ 国内外、24時間、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
(地震 噴火 これらによる津波 によるケガも補償します。)
- ◆ 病気やケガで就業障害となった場合に、先生方の所得を補償します。
- ◆ 長期にわたり(最長70歳の誕生日*または最長5年間) 保険金をお支払いいたします。
(*ただし65~69歳の方は3年間)
- ◆ ご加入の際、医師の診査はありません。
(健康状態告知のみ) [詳しくはP7~P8へ](#)



病気やケガで働けない期間を補償!

病気やケガで働けなくなった時に...

所得補償保険

団体割引
15%
適用

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合についてはP13~14をご覧ください。

「地震 噴火 津波」によるケガも補償します!

補償の対象となる方が地震・噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合についても補償されます。



業務上・業務外を問いません!

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれ、その期間が免責期間(4日間)を超えた場合に、保険金をお支払いします。



入院はもちろん自宅療養もカバー!

治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

入院による就業不能については免責期間がありません

免責期間中であっても、入院による就業不能については免責期間を適用せずに保険金をお支払いします。

※自宅療養により就業不能を開始した場合には免責期間が適用されます。

精神障害による就業不能を補償します

所定の精神障害を被り、これを原因として就業不能となった場合も補償します。



※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。
※免責期間(保険金をお支払いしない期間)の4日間は、保険金お支払いの対象になりません。

1000日補償!
通算1000日分の保険金を受け取るまで、ご契約を更新することが出来ますので長期にわたり安心です。
ただし一つの就業不能※に対する補償は1年間が限度です。
※就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日までに、その原因となった病気やケガで再び就業不能となった場合を含みます。

医師診査不要
加入・変更依頼書の告知質問事項欄に健康状態を正しくご記入いただくだけで、医師の診査は不要です。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。



【長期補償プラン】所得補償と合わせて安心!

入院が長期にわたった場合でも、安心して入院生活をお送りいただけます。

長期間働けなくなった時に...

団体長期障害所得補償保険

団体割引
15%
適用

「地震 噴火 津波」によるケガも補償します!

補償の対象となる方が地震・噴火またはこれらによる津波によってケガや病気を被った場合についても補償されます。



団体契約だけ!

個人ではご加入いただけない、団体契約(同窓会)のみご加入可能な保険です。

長期的な補償!

所得補償保険は一時的な収入の減少を補てんする保険ですが、団体長期障害所得補償保険は1年以上の長期的な収入の減少を補てんする保険です。

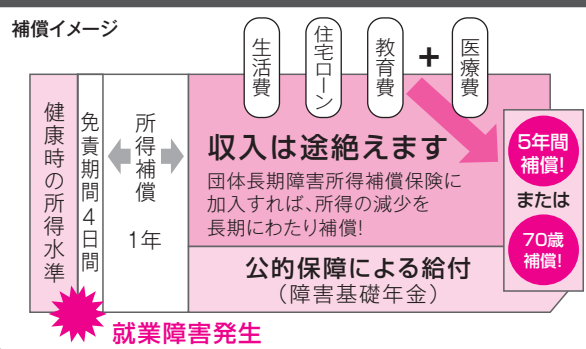
一部復職後も対象!

免責期間(369日)経過後一部復職した場合も就業に支障があり、一定割合(20%)超の所得喪失がある場合、所得喪失割合に応じて保険金をお支払します。

精神障害による就業障害を補償します

所定の精神障害を被り、これを原因として就業障害となった場合も補償します。※てん補期間は2年

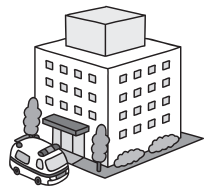
会員の先生が長期間働けなくなったら、収入は途絶えます。



先生方の公的保障には限界がございます。万が一、長期にわたり医療行為が出来なくなると経済的ダメージは相当大きなものとなります!

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 保険料表(月払)

団体割引
15%
適用



※加入年齢は保険期間開始時現在(2019年3月1日時点)の満年齢によります。

●ご加入の月額補償額は、平均月間所得額(*1)以下でかつ下記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

*1 加入申込み直前12か月における被保険者の所得(*2)の平均月間額をいいます。
*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

所得補償保険

保険期間: 1年 てん補(支払い)期間(*1): 1年 免責期間(*2): 4日(※ただし、入院による就業不能については免責期間を適用しません。)
月額保険金額(*3): 1口あたり10万円(上限口数20口まで(*3))

タイプ	加入年齢									
	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
Aタイプ	1,030円	1,140円	1,320円	1,600円	1,930円	2,290円	2,670円	2,840円	2,990円	4,530円

■保険料計算式

$$\begin{matrix} \text{ご加入タイプ} & \text{保険金月額} \\ \text{A} & \text{10万円(1口)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ご加入タイプの月払保険料(1口)} \\ \text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ご加入口数} \\ \text{口} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得補償保険} \\ \text{ご加入の月払保険料} \\ \text{円} \end{matrix}$$

- 上記の保険料・保険金額は、同窓会会員の医師の方など基本級別1級の方を対象としたものです。お支払いいただく保険料や保険金額は、職種や年齢によって異なりますので、上記以外の方は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 適用団体割引率に対する所定の被保険者数を満たさない場合は、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等で調整させていただきますので予めご了承ください。
- 70歳以降の保険料は取扱代理店にお問い合わせください。
- 上記は団体割引適用後保険料を記載しております。

団体長期障害所得補償保険

保険期間: 1年 てん補(支払い)期間(*1): 5年 免責期間(*2): 369日
月額保険金額(*3): 1口あたり10万円(上限口数20口まで(*3)) 引受対象年齢: 満69歳以下(新規加入の場合、満65歳以下)

タイプ	加入年齢									
	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
(男性) ALタイプ	348円	359円	402円	526円	845円	1,390円	2,482円	4,329円	7,597円	11,601円
(女性) AFタイプ	201円	283円	388円	589円	1,052円	1,730円	2,921円	4,625円	7,176円	9,987円

- 新規にご加入いただく方はAL・AFタイプ[てん補(支払い)期間5年]のみとなります。
- 2009年3月1日保険始期以前にBL・BFタイプ[てん補(支払い)期間満70歳の誕生日まで]にご加入いただいていた会員様の中でご希望される方のみ、引き続きBL・BFタイプをご選択いただけます。BL・BFタイプの保険料表は下記の通りです。

●BL・BFタイプは新規募集は行っておりませんので、ご注意ください。従来からのご加入者様のみ継続してご加入が可能です。

なお、AL・AFタイプ[てん補(支払い)期間5年]への変更は受け付けておりますので取扱代理店までお申し出ください。

●上記は団体割引適用後保険料を記載しております。

保険期間: 1年 てん補(支払い)期間(*1): 満70歳の誕生日まで(ただし65~69歳の方は3年) 免責期間(*2): 369日
月額保険金額(*3): 1口あたり10万円(上限口数20口まで(*3)) 引受対象年齢: 満69歳以下

タイプ	加入年齢									
	15~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
(男性) BLタイプ	987円	1,043円	1,150円	1,445円	2,242円	3,471円	5,492円	7,735円	8,804円	7,501円
(女性) BFタイプ	670円	887円	1,208円	1,833円	3,052円	4,676円	6,859円	8,499円	8,338円	6,392円

■保険料計算式

$$\begin{matrix} \text{ご加入タイプ} & \text{保険金月額} \\ \text{男性AL・BL or 女性AF・BF} & \text{10万円(1口)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ご加入タイプの月払保険料(1口)} \\ \text{円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{ご加入口数} \\ \text{口} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{団体長期障害所得補償保険} \\ \text{ご加入の月払保険料} \\ \text{円} \end{matrix}$$

- (*1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間
- (*2) 保険金をお支払いしない期間
- (*3) 口数の決定方法: 「平均月間所得額」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。
- 適用団体割引率に対する所定の被保険者数を満たさない場合は、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等で調整させていただきますので予めご了承ください。
- 上記は団体割引適用後保険料を記載しております。